環 水 土 第 ２ ４ 号
平成１５年２月１４日

都道府県知事
政 令 市 長 殿

環境省環境管理局水環境部長

指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について

平成14年５月に成立・公布された土壌汚染対策法（以下「法」という。）においては、土地に着目し、一定の契機をとらえて土地の所有者等に当該土地の土壌汚染状況調査を義務づけ、この結果、基準を超過した土壌が存在することが判明した場合には、指定区域として指定される。そして、当該指定区域については、土地の形質の変更が制限され、必要に応じて汚染の除去等の措置が行われることとなる。

また、本法においては、指定区域から汚染土壌を搬出する場合には、環境大臣の定める方法により適正な処分を行うとともに、当該汚染土壌が適正に処分されたことを環境大臣が定めるところにより確認することとしているが、指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌についてはこのような規制がなく、これら搬出される汚染土壌の不適正な取扱いに伴う人の健康に係る被害の発生も懸念される。

一方､法の対象となっていない指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌については、中央環境審議会において、別途、今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方についての審議の中で検討がなされ、平成14年11月に「汚染土壌については、土壌汚染対策法に係るものは同法において的確な対応が必要である。また、直接同法の対象となっていない汚染土壌についても、同法の考え方に即した取扱いが望ましい。まず、これらの措置を講じ、それで対応できない場合には廃棄物処理法により環境汚染の防止を図ることを検討する必要がある。」との意見具申がなされたところである。

そのため、指定区域以外の土地について、現に土壌汚染の判明している土地であるが、法に基づく土壌汚染状況調査を命令するに至らない土地から搬出される汚染土壌については、指定区域から搬出される汚染土壌と同様に、適正な処分等を行うことが望ましい。また、操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地その他の土壌汚染のおそれがあると考えられる土地から搬出される土壌についても、当該土壌の分析や当該土地における土壌汚染の有無の確認を行って、汚染の確認された土壌や汚染の確認された区域から搬出される汚染土壌について同様に適正な処分等を行うことが望ましい。

以上のことから、今般、土壌汚染のおそれのある土地の所有者等、汚染土壌の搬出を行うこととなる事業者等が、法に基づく土壌汚染状況調査を命令するに至らない指定区域以

外の土地から搬出される土壌の取扱いについて検討する際に参考として活用するための取扱方法を、別添のとおり指針として取りまとめたものである。

ついては、本指針を関係者に周知するとともに、搬出される汚染土壌の不適正な取扱いにより、人の健康に係る被害が生ずることのないよう、適切な対応をお願いしたい。

なお、法に基づく汚染の除去等の措置として原則となるのは指定区域内において土壌汚染のリスクを低減又は管理する措置であり、このことは指定区域以外の土地についても同様である。すなわち、本指針をもって汚染土壌の搬出を奨励するものではないことに留意されたい。

別　添

指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針

Ⅰ　目的

指定区域以外の土地から搬出される、汚染土壌又は土壌汚染のおそれがあると考えられる土壌（以下「汚染土壌等」という。）について、参考として活用される取扱方法を示し、もって土壌の環境の保全に資することを目的とする。

Ⅱ　適用対象

本指針は、次に掲げる汚染土壌等に適用する。

（１）現に土壌汚染の判明している土地であるが、法に基づく調査を命令するに至らない土地から搬出される汚染土壌

（２）操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地その他の地歴調査等により土壌汚染のおそれがあると考えられる土地から搬出される汚染土壌等

①　操業中の有害物質使用特定施設を設置する工場又は事業場の敷地のうち土壌汚染のおそれがあると考えられる区域（以下「特定工場等区域」という。）の形質の変更に伴い、当該敷地の外に搬出される汚染土壌等

②　特定工場等区域の跡地その他調査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を当該調査実施者が容易に入手することができる範囲内で把握することにより、上記①以外の土壌汚染のおそれがあると考えられる土地の区域の形質の変更に伴い、当該敷地の外に搬出される汚染土壌等

なお、ここでいう汚染土壌とは、法の指定基準（土壌含有量基準又は土壌溶出量基準）に適合しない土壌のことをいう。

Ⅲ　取扱指針

１　上記Ⅱの（１）の汚染土壌については、搬出する汚染土壌の処分方法及び当該処分に係る確認方法（以下「処分等」という。）を定める環境省告示（以下「告示」という。）に基づき、処分等を行うことが望ましい。

２　上記Ⅱの（２）の汚染土壌等については、次の１）又は２）により土壌の分析又は

土地の汚染状態の確認を行い、その結果、汚染の確認された土壌又は汚染の確認された区域から搬出される汚染土壌については、告示に基づき処分等を行うことが望ましい。

１）搬出される汚染のおそれのある土壌の分析

当該土壌の総量に対し、100m^{3}毎に、当該区域で製造、使用又は処理している又は当該土地において土壌汚染のおそれのある特定有害物質に係る土壌分析（５点均等混合法により１試料を分析(土壌溶出量又は土壌含有量)。）を行うことが望ましい。

２）土壌汚染のおそれがあると考えられる土地の汚染状態の確認

上記１）の土壌の分析に代えて、当該汚染のおそれのある土壌の搬出を行う前に、当該土壌を搬出することとしている当該土地の区域における土壌汚染の有無の確認のための調査を行うことができることとする。

その場合の調査は、法施行規則の土壌汚染状況調査の方法に準じて行うこととし、試料採取等を行う密度については、900㎡に１点(５地点均等混合。土壌ガスの場合は１地点。)を基本として土壌汚染の存在する蓋然性の高いと判断される場合（法に基づく土壌汚染状況調査の場合の土壌汚染のおそれの少なくない区域（法施行規則第３条第２項第３号に該当する土地）に相当）には100㎡に１点の方法を用いることが望ましい。

Ⅳ　報告

汚染土壌の搬出に伴う一連の措置について、都道府県知事又は法第37条に基づき政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告があり相談された場合には、本指針に基づき関係者が適切に対応できるよう指導されたい。

また、上記のⅢの２の２）の調査に伴い、基準に適合しない汚染状態を確認した場合には、その結果を都道府県知事等に報告することが望ましい旨指導されたい。

さらに、その際、当該調査については法に基づく指定調査機関に行わせることが望ましい旨指導されたい。

Ⅴ　その他

専ら自然的原因により特定有害物質が指定基準を超過している土壌については本指針の対象とはしないが、関係者が当該土壌を発見し、当該管轄下の都道府県知事等にその旨報告があり相談された場合には、当該土壌による新たな汚染の発生を防止するための対応について相談に応じられたい。

また、都道府県知事等は、関連する知見の収集に努め、土地所有者等に対し、必要に応じ当該情報の提供を行われたい。